

第4回目の GIS News! です

21世紀最初の「GIS News」をご覧いただき、心から感謝申し上げます。
新年早々、各地で大雪に見舞われ、除雪など雪対策に尽力されている忙しい時期ではないかと思えます。時間の許す限りご覧頂きたいと思えます。

今回の話題

先月号では「GISは単なる道具のひとつ」といったご説明をさせていただきました。

そこで今回は、その道具を使った一つの例として、法定外公共物等申請書作成業務にGISを応用した場合について、ご説明していきたいと思えます。

法定外を GIS で管理する

皆さんご存じのことと思えますが、里道、水路のいわゆる法定外公共物の取扱いについて、平成11年7月に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の成立により、機能管理及び財産管理とも市町村の自治事務とされることになりました。

自治体は今回の譲与事務手続きの主役となるわけですが、実際のところ業務量も多いために導入を躊躇されておられる所が多いようです。

しかし、GISに代表されるコンピューターを道具として導入すれば、混乱を招くことなく推進することが可能であり、導入後も維持管理がとても容易になります。

このような作業はコンピューターに管理させるというのが賢い運用と言えるのではないのでしょうか。

この譲渡申請は平成12年度から平成16年度までの5年間で実施しなければならないことになっているようです。

もし、GISに限らずコンピューターを利用した管理をご検討されるのであれば、専門的な立場から様々なご相談に応えることができますし、一声かけていただければ最大限の協力を約束いたします。

(参考文献:法定外公共物に係わる国有財産の譲与申請に関するガイドライン、「基本事項編」平成12年1月 大蔵省・建設省)

次回の GIS News!

次回のGIS Newsは2月13日発行予定です。

記事:協同組合山形県地理情報センター 安彦 発行日:2001年1月23日

Geographic Information System

